

■大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（素案）の構成及び記載内容の概要

I. 目的・視点（序章-1～序章-7）

【構成】

1 目的

誰もが安心して自由に出かけられる
まちづくりの推進（序章-1）

2 誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点（序章-1）
（条例第6条「基本方針」に即して整理）

A 多様な利用者に対する理解（序章-1）
条例「基本方針」第1号「気運の醸成」

B まちづくりや建築におけるユニバーサルデザイン（序章-2）
条例「基本方針」第2号「都市環境の整備」第3号「社会参加の支援」

- イ ユニバーサルデザインの基本的な考え方
- ロ ユニバーサルデザインの7原則
- ハ ユニバーサルデザイン実現のポイント
- ニ ユニバーサルデザインはプロセスを重視
- ホ ユニバーサルデザインへの取り組みの実例
- ヘ 今後さらなる取り組みが求められる分野等

C 心のバリアフリー（序章-7）
条例「基本方針」第4号「心の通った地域社会づくり」

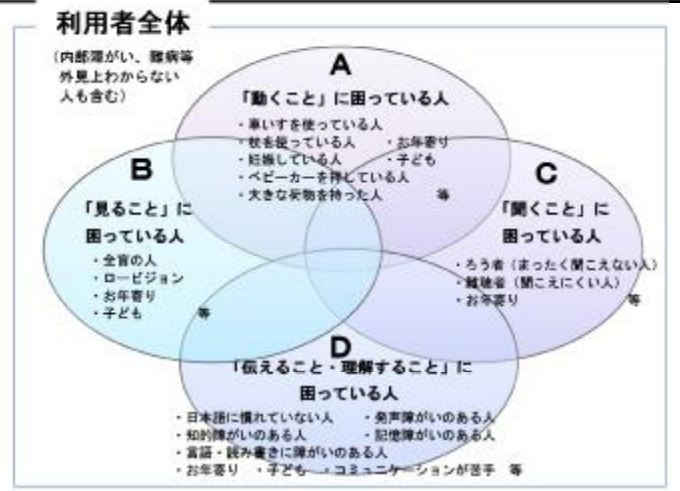
- イ 心のバリアフリーの重要性
- ロ 日常生活で心がけていただきたいこと

（序章-7）
日常生活で個人が心がけていただきたい内容として、
・相互理解の必要性
・マナー、モラルに関して、相手に問かけるような口調で記載。

【記載内容の概要】

（序章-1）
利用者のニーズにつながる「困っている内容」に基づいて、
利用者の特性を記載。

- A：「動くこと」に困っている人
- B：「見ること」に困っている人
- C：「聞くこと」に困っている人
- D：「伝えること・理解すること」に困っている人



（序章-2）
○これまで現行設計マニュアル等では表現していなかった
「ユニバーサルデザイン」について説明。
○基本的な考え方「どこでも・だれでも・自由に・使いやすく」
○ユニバーサルデザインの対象も広範囲にわたることから、
本ガイドラインでは、まちづくりや建築分野について記載。

- ユニバーサルデザイン実現のポイント**
- 1 特別なものとせず、「共用品」化（メインストリーム化）
 - 2 当事者参加・参画で使いやすくする
 - 3 ニーズを丁寧に把握する
 - 4 粘り強く考え、話し合う（人の意見をよく聞く）
 - 5 継続的に改善する（PDCAサイクル）

（序章-5）
まちづくりや建築におけるユニバーサルデザインの典型例として、
○トイレの計画の実例
○鉄道駅や車両において、聴覚障がい者に情報を伝えられる視覚表示設備の設置例について記載。

（序章-5・6）
今後さらなる取り組みが必要な分野等として、
○「観光」の視点
観光・寺社仏閣のバリアフリーの必要性や、観光客を「おもてなしの心」で迎えるための取り組みが必要。
○緊急時・災害時の備えに関するバリアフリーについて、地域防災計画等を紹介。

（序章-7）
心のバリアフリーの取り組みとして、
○社会に暮らすそれぞれの多様な特性について理解することの重要性について説明。
○バリアフリー法基本方針「国民の責務」（心のバリアフリー）の紹介。

■大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（素案）の構成及び記載内容の概要

Ⅱ. 設計、管理・運営上のポイント（序章-8～序章-18）

3 施設等の設計にあたり

A 想定する利用者のニーズの把握の必要性

B 配慮を要する利用者の主な特性の把握

イ 利用者の特性について

ロ 利用者の特性に応じた具体的な配慮例

ハ 多様な利用者に配慮した設計例

C 法律・条例に規定する基準とは

D 連続したバリアフリー整備

（序章-8）

施設の計画・設計にあたり、多様なニーズをあらかじめ把握することの重要性について説明。
利用者の多様なニーズを把握するためには、利用者の実際の声聞く場を設け、ニーズのバランスをとった着地点を見出すことが望ましい。

（序章-12）

現行設計マニュアルでは触れていなかった、「伝えること・理解すること」に困っている人（知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者含む））に対する具体的な配慮例を記載。

- 大きくわかりやすいサイン・わかりやすい空間設計
- 緊張や不安を和らげるための休憩設備
- 漢字へのふりがなや、日本語以外の言語も併記した案内設備
- コミュニケーションボードの設置



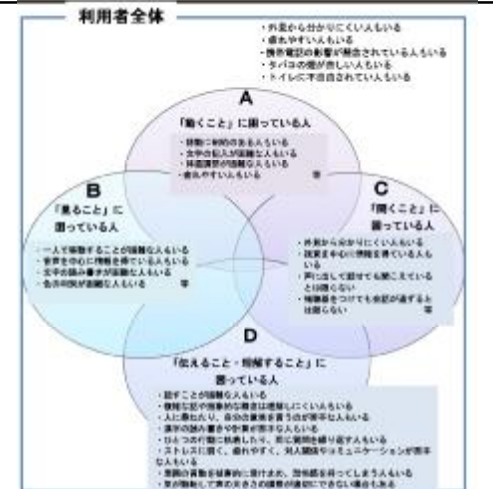
（序章-14）

施設だけではなく、旅客施設や周辺道路等との連続したバリアフリー化を意識し、計画することの重要性について記載。

（序章-15）

序章-1の「困っている内容」に基づき、施設等の管理・運営にあたって、把握すべき利用者の特性を整理。

- A : 「動くこと」に困っている人
- B : 「見ること」に困っている人
- C : 「聞くこと」に困っている人
- D : 「伝えること・理解すること」に困っている人



4 施設等の管理・運営にあたり

A 配慮を要する利用者の主な特性の把握

B 対応における具体的な配慮事例

B 職員教育の重要性

D 適切な施設管理

（序章-17）

職員が体験研修等を通じて、利用者のニーズを把握することの重要性について記載。

◆よい配慮の例

- ・施設の総合案内所の職員は、簡単な手話ができるよう研修を行う。
- ・案内所において、聴覚障がい者が利用するためのハンドブックを配布している。
- ・受付では、ゆっくりと大きな声で話すように心がけている。

【事例】駅のホームでの介助用スロープの設置

（序章-18）

障害者差別解消法の紹介

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（素案）の構成及び記載内容の概要

建築物各章 (P. 1~P. 115)

【構成】

[1] 敷地内の通路 (政令第16条・18条 条例第20条・22条)

基本的な考え方

道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。
 その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

●:政令+条例の基準 ○:望ましい整備 ☆:設計上参考となる事項

逐条解説 P.43~44, P.71~72
 建築設計標準 P2-19

建築物移動等円滑化基準

	仕上げ	解説
一般基準	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。(表 1-1)	床材の滑りの評価指標としては、JIS A 1454 がある。(参考資料 P. ○参照)
	段 ●段がある部分は、次に掲げるものであること。 イ 手すりを設けること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	

配慮すべき事項

	動線計画	解説
○	○高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離することが望ましい。	やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合においては、見通しを良くする等、危険を回避することが望ましい。
	☆歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。	
	☆車いす使用者と視覚障がい者の動線は、できる限り交錯を避ける工夫をすることが望ましい。	
	☆高齢者、障がい者等用の主要な通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者と著しく異なる経路とならないよう留意する。	
○	○位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置することが望ましい。	常時音が出ている案内のこと。 【12】案内設備のインターホンや案内板と併用する。

【記載内容の概要と論点】

各章の基本的な考え方を示している。
 現行設計マニュアルや建築設計標準（国のガイドライン）を基に記載。
 記載すべき考え方等について、ご意見・ご議論をお願いします。

●は政令・条例の基準を示している。義務の基準。

○は望ましい整備を示している。
 第7回部会で委員にいただいたご意見、応接や審議会等でこれまでにいただいたご意見、現行設計マニュアル及び建築設計標準等を基に記載。
 他に記載すべき内容、新しい製品等の情報、修正すべき内容等について、ご意見・ご議論をお願いします。

☆は設計上参考となる事項を示している。
 現行設計マニュアルや建築設計標準等を基に参考となる寸法等を記載。
 「実際は、この寸法では使いづらい」等ございましたら、ご意見・ご議論をお願いします。

解説の欄には、設計時に参考となる内容や、基準等の解説。
 ●、○、☆に併せて、解説に加えるべき内容や、修正すべき内容について、ご意見・ご議論をお願いします。

下線が引いているものは、建築設計標準から引用しているものです。